

令和3年度第3回受動喫煙防止対策専門部会における主な意見への対応

※素案(案)の修正に係る意見を整理したもの

No.	素案P	素案の項目	発言者	意見の概要	事務局の考え	「素案」(案)修正の有無
1	P9	第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進 「適切な分煙環境の整備」	北海道生活衛生同業組合 古川事務局長	路上喫煙の規制などにより喫煙場所が少なくなっていることで公園等での喫煙や吸い殻のポイ捨てが多く見受けられる。 東京都などでは、公衆喫煙所の設置や補助制度を設けており、道としても、財政上の課題があると思うが、何らかの分煙環境の整備に取り組むことを記載すべきではないか。	屋内の喫煙専用室の設置については国の基準により認められていることから、国が実施する受動喫煙防止対策助成金の活用など、飲食店等に幅広く周知していきます。 また、屋外の喫煙場所の設置については、地方自治体に対して特別交付税の措置がなされており、各自治体の判断で公衆喫煙所等が設置できるようになっていることから、こうした制度を各市町村に周知していきます。	なし
2	P9	第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進 「適切な分煙環境の整備」	日本たばこ産業(株)北海道支社 大島部長	屋内の分煙環境整備にあたっては、受動喫煙防止対策助成金等の活用を飲食店に対し広くPRすることに加え、他業種でも活用できるような制度の拡充について国に要望すること、また、屋外の分煙環境整備にあたっては、本制度の拡充について国に要望することに加え、本道及び各自治体による積極的な分煙環境整備を促進し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進すると定めるのが望ましい。	「受動喫煙防止対策助成金」等に係る国への要望内容に関して、対象事業者や助成率等の拡充について、明確に記載します。 また、屋外の分煙環境整備について、条例第11条において、「道は、市町村が実施する受動喫煙防止対策の促進に資するよう、情報提供その他の必要な措置を講ずる」と規定されていることを踏まえ、ご紹介のあった国の通知等について、各市町村に周知していきます。	あり
3	P9	第9 その他の取組 「サードHANDSモークへの対応」	北海道医師会 笹本特別委員	サードHANDSモークの認知を高めるために、もう少し分かりやすい言葉を使って道民の方に理解していただくことが大事であり、たばこの後始末も含めて、今まで害はないと思っていた人たちについても影響があるということをもっと啓蒙すべき。	サードHANDSモークについて、より多くの道民等に理解していただけるよう、国や関係団体等から情報収集するなどして、一般の方にも分かりやすい内容となるようポータルサイトの見直しを検討します。	なし
4	P9	第9 その他の取組 「サードHANDSモークへの対応」	日本たばこ産業(株)北海道支社 大島部長	国においても、サードHANDSモークによる健康影響がまだ明らかにされておらず、この計画に記載するということが社会的な混乱を招く懸念がある。 周知ということで記載するのであれば「条例で規制していないサードHANDSモークについては、今後の動向に注視する」、もしくは「サードHANDSモークの適切な周知に取り組む」というような記載の仕方が適切ではないか。	サードHANDSモークは、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響について明らかになっていないことから、国の検討状況等を踏まえ、適切な情報を幅広く周知していくことを追記します。	あり